

任意後見監督人選任の標準的な手続の流れ

《用語の説明》

申立人：任意後見監督人選任の手続の申立てをされる方

本人：任意後見契約の本人で、判断能力が十分ではない方

任意後見受任者：任意後見契約により、本人の生活、療養看護及び財産に関する事務について、代理権を与えられている方。任意後見監督人の選任後は、「任意後見人」と呼ばれます。

任意後見監督人：家庭裁判所が選任する、任意後見人の事務を監督する者（弁護士や司法書士）

申立て準備

「任意後見監督人選任の申立てをお考えの方へ」及び「任意後見監督人選任の審判の申立てについて」をお読みください。

「申立書類等チェックリスト」に記載した書類の準備をしてください。

申立て

準備した書類を家庭裁判所にお持ちいただくか、郵送してください。

家庭裁判所調査官による調査

申立人調査（面接）

任意後見受任者調査（面接）

本人調査（面接）

申立人及び任意後見受任者には、家庭裁判所にお越しいただいて、申立てに至るいきさつや本人の状況、任意後見受任者の適格性に関する事情をお尋ねします。

本人については、その意思や心身の状況を確認するため、家庭裁判所での面接を実施します。家庭裁判所への来庁が難しい場合は、家庭裁判所調査官が自宅や施設を訪問します。

審判（任意後見監督人の選任）

家庭裁判所が、提出書類や調査の結果等を総合して判断します。

任意後見監督人を選任した旨（または申立てを却下する旨）の審判書が郵送されます。

任意後見監督人を選任した旨が法務局に登録されます。

監督事務報告書・財産目録・収支予定表の作成・提出（初回報告）

任意後見監督人は、家庭裁判所から定められた期限まで（審判の日から1か月程度）に、監督事務報告書・財産目録・収支予定表を家庭裁判所に提出します。

任意後見人は、財産目録・収支予定表の作成に御協力ください。

後見事務の監督（誕生日定期報告）

任意後見監督人は、毎年、本人の誕生日に、監督事務報告書・財産目録を、家庭裁判所へ提出します。

任意後見人は、任意後見監督人の監督を受けることになり、本人のために行った事務の状況を任意後見監督人に報告していただきます。任意後見監督人から本人の生活状況や財産状況の報告を求められた場合は、その指示に従ってください。